

# 廃棄物の焼却禁止について

廃棄物処理法の規定により基準を満たさない廃棄物の焼却(野焼き行為)は**禁止**されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 抜粋

**第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。**

- 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 抜粋

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

上記については周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限られます。

これらの規定に違反した場合の罰則は次のように定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 抜粋

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十四 略

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

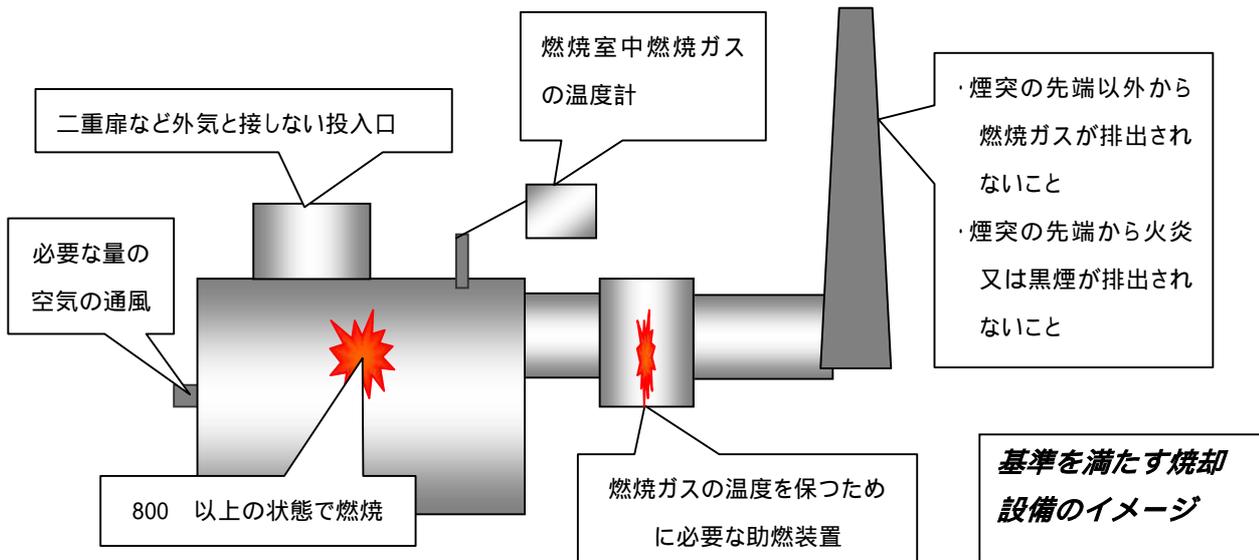
- 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項三億円以下の罰金刑

	担当地域等	担当事務所等	電話番号
問合せ先	北区・都島区	北部環境事業センター	06-6351-4000
	淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	06-6323-3511
	旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	06-6913-3960
	福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	06-6477-1621
	天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	06-6714-6411
	中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	06-6567-0750
	西区・港区・大正区	西部環境事業センター	06-6552-0901
	東成区・生野区	東部環境事業センター	06-6751-5311
	住之江区・住吉区	西南環境事業センター	06-6685-1271
	阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	06-6661-5450
	平野区	東南環境事業センター	06-6700-1750
	一般廃棄物の規制に関すること	事業部一般廃棄物指導課	06-6630-3271
	産業廃棄物の規制に関すること	環境管理部産業廃棄物規制担当	06-6630-3284

(参考)

### 廃棄物を焼却する基準を満たす焼却設備について

廃棄物を焼却する場合、廃棄物処理法の規定で定める基準(1)を満たす焼却設備を使用する必要があります。



事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら処理するために産業廃棄物処理施設(施行令第7条で定める施設)又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者は、当該処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに下表に示す事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。(施行令第6条の4第1号)

区分	記載内容
処分	処分年月日 処分方法ごとの処分量 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。

#### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 抜粋

第三条の二 イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

第六条 二 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、次によること。

イ **第三条**第一号イ及びロ並びに**第二号イ**及びロの規定の例によること。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 抜粋

第一条の七 令**第三条第二号イ**の環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。

五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。